

容器包装リサイクル制度について

平成30年2月

経済産業省 産業技術環境局
リサイクル推進課

目次

- 1. 容器包装リサイクル法の制定趣旨
及び制度概要**
- 2. 容器包装リサイクル制度における
各主体の役割**
- 3. 法施行以降の廃棄物排出量
及び最終処分場残余年数の動向**
- 4. 資源循環政策の国際動向**

1. 容器包装リサイクル法の制定趣旨
及び制度概要
2. 容器包装リサイクル制度における
各主体の役割
3. 法施行以降の廃棄物排出量
及び最終処分場残余年数の動向
4. 資源循環政策の国際動向

循環型社会形成推進のための法体系

環境基本法

H 6. 8 完全施行

環境基本計画

H24. 4 全面改正公表

循環型社会形成推進基本法(基本的枠組法) H13. 1 完全施行

社会の物質循環の確保
天然資源の消費の抑制
環境負荷の低減

循環型社会形成推進基本計画：国の他の計画の基本 H15. 3 公表 H20. 3 改正

< 廃棄物の適正処理 >

< 再生利用の推進 >

廃棄物処理法 H22. 5 一部改正

- ①廃棄物の発生抑制
- ②廃棄物の適正処理（リサイクルを含む）
- ③廃棄物処理施設の設置規制
- ④廃棄物処理業者に対する規制
- ⑤廃棄物処理基準の設定 等

資源有効利用促進法 H13. 4 全面改正施行

- ①再生資源のリサイクル
- ②リサイクル容易な構造・材質等の工夫
- ③分別回収のための表示
- ④副産物の有効利用の促進

リテュース
リサイクル → リユース
リサイクル
(1 R) (3 R)

個別物品の特性に応じた規制

容器包装リサイクル法



H12.4
完全施行
H18.6
一部改正

びん、ペットボトル、
紙製・プラスチック製
容器包装等

家電リサイクル法



H13.4
完全施行

エアコン、冷蔵庫・
冷凍庫、テレビ、洗
濯機・衣類乾燥機

食品リサイクル法



H13.5
完全施行
H19.6
一部改正

(食品残さ)

建設リサイクル法



H14.5
完全施行

(木材、コンクリー
ト、アスファルト)

自動車リサイクル法



H17.1
本格施行

(自動車)

小型家電リサイクル法



H25.4
施行

(小型電子機器等)

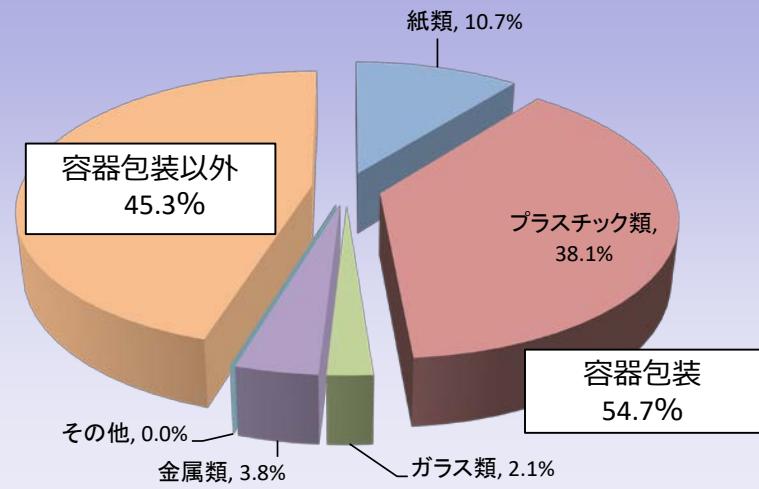
グリーン購入法(国が率先して再生品などの調達を推進) H13. 4 完全施行

出典:環境省資料

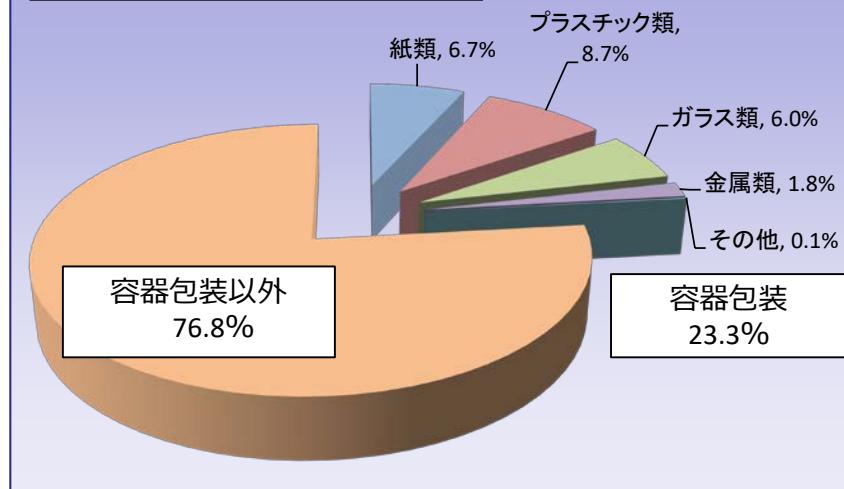
容器包装リサイクル法の制定とその背景

- 一般廃棄物の処理については、廃棄物処理法に基づき、市町村が統括的な責任を有している（同法第6条の2）。
- 一般廃棄物の排出量が増大する一方、周辺住民の反対により最終処分場や焼却処理施設の立地が困難な状況にあったため、一般廃棄物最終処分場がひっ迫しつつあった。
- そこで、一般廃棄物の太宗（容積比で6割）を占め、かつ、再生資源としての利用が技術的に可能な容器包装について、消費者、市町村、事業者による適切な役割分担の下で再商品化等を促進し、一般廃棄物処分場のひっ迫の緩和と資源の有効利用の確保を図る制度として、平成7年に容器包装リサイクル法を制定（平成9年4月：本格施行（再商品化事業開始）、平成12年4月：完全施行）。

容積比(平成28年度)



重量比(平成28年度)



出所：環境省「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査」 ※四捨五入による端数処理の関係で、合計値が合わない場合がある。

容器包装とは

- 「容器包装」とは、商品の容器及び包装（商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む。）であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう（容器包装リサイクル法第2条第1項）
- 市町村は容器包装区分ごとに分別収集を実施。
- 下記10品目のうち、独自のリサイクルシステムが存在し、分別基準適合物とされた場合に市町村から有償又は無償で引き取られることが明らかな4品目（スチール缶、アルミ缶、飲料用紙製容器、段ボール）については、再商品化義務の対象外としている。

容器包装区分	
スチール缶	
アルミ缶	
飲料用紙製容器	
段ボール	
ガラスびん	(無色)
	(茶色)
	(その他の色)
ペットボトル	
紙製容器包装	
プラスチック製容器包装	



再商品化義務の対象6品目

1. 容器包装リサイクル法の制定趣旨
及び制度概要
2. 容器包装リサイクル制度における
各主体の役割
3. 法施行以降の廃棄物排出量
及び最終処分場残余年数の動向
4. 資源循環政策の国際動向

市町村と特定事業者の役割（分別収集計画の策定と再商品化）

- 市町村は、容器包装廃棄物の分別収集をしようとする時は、分別収集計画を策定しなければならない。
- **特定事業者は、製造若しくは用いた特定容器等について、再商品化を行う義務がある。**

【容器包装リサイクル法（抜粋）】

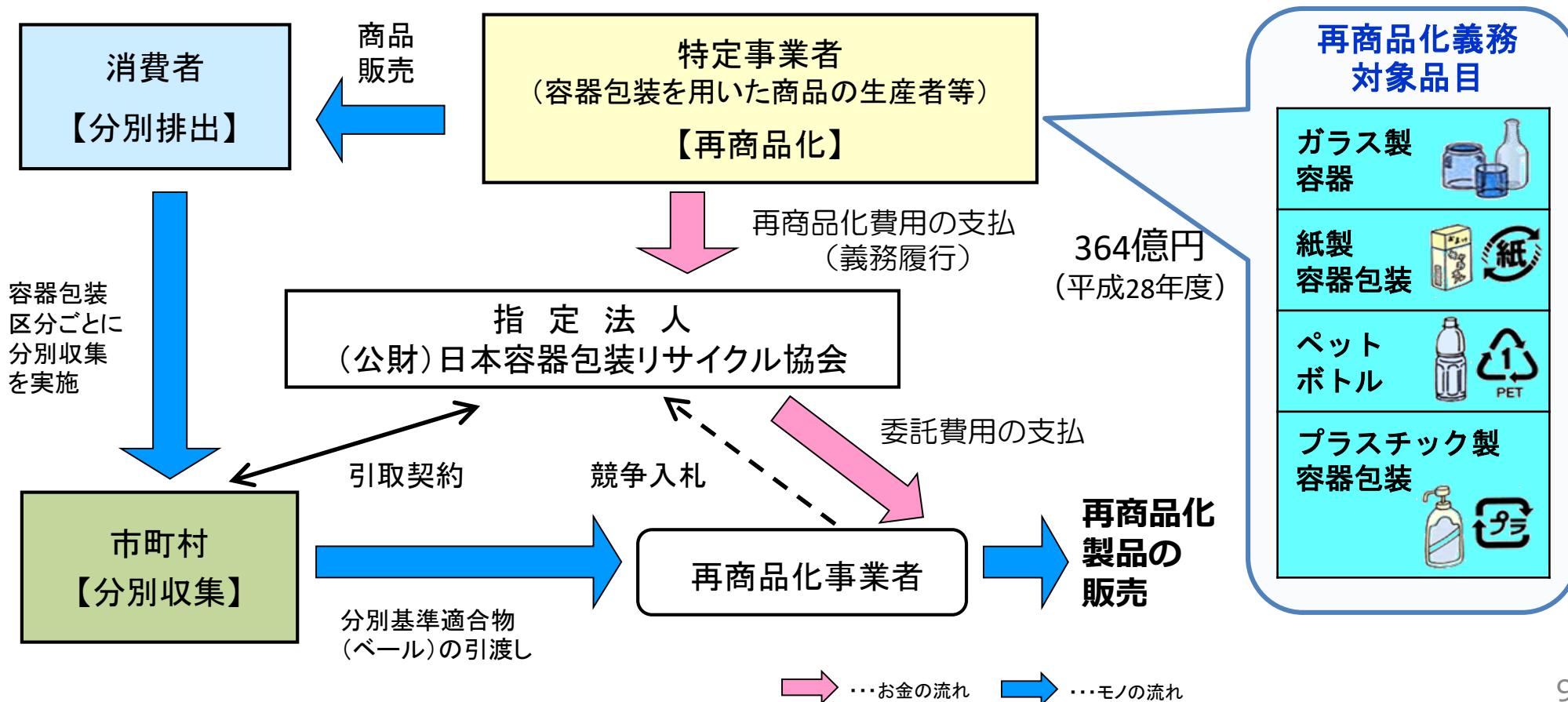
- 法第8条** 市町村は、容器包装廃棄物の分別収集をしようとする時は、（中略）3年ごとに、5年を1期とする当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する計画（以下、「市町村分別収集計画」という。）を定めなければならない。
- 法第11条** **特定容器利用事業者は**、（中略）その事業において用いる特定容器が属する容器包装区分に係る特定分別基準適合物について、再商品化義務量の再商品化をしなければならない。
- 法第12条** **特定容器製造事業者は**、（中略）その製造する特定容器が属する容器包装区分に係る特定分別基準適合物について、再商品化義務量の再商品化をしなければならない。
- 法第13条** **特定包装利用事業者は**、（中略）その事業において用いる特定包装が属する容器包装区分に係る特定分別基準適合物について、再商品化義務量の再商品化をしなければならない。

※下記の小規模事業者は適用除外（再商品化の義務は市町村が負担）

業種	製造業等 (製造業、農林漁業、社団・財団法人等)	商業、サービス業 (卸売業、小売業、飲食店、サービス業)
年間売上高	2億4,000万円以下	7,000万円以下
常時使用の従業員数	かつ20名以下	かつ5名以下

指定法人ルートの概要図

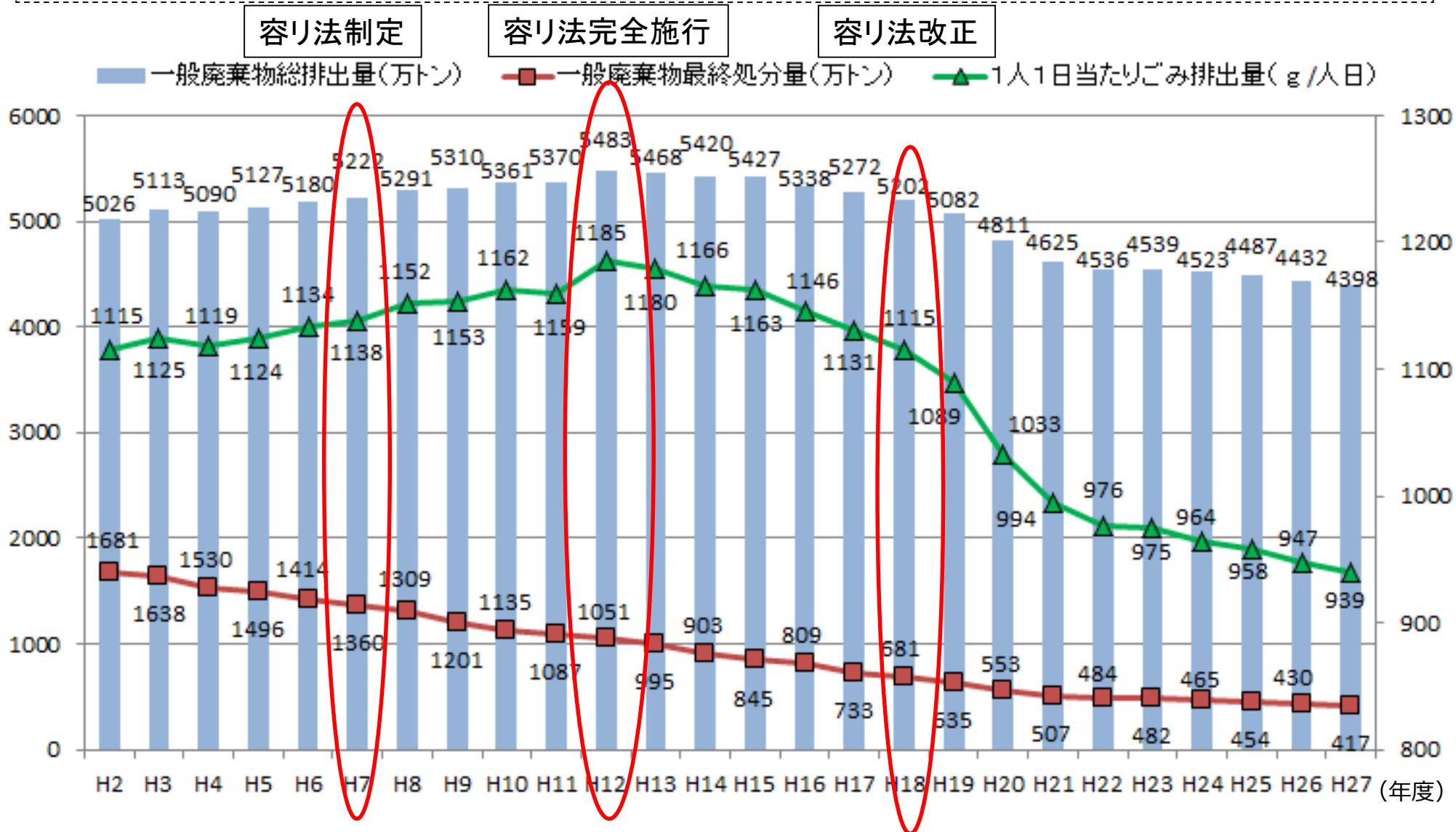
- 家庭ごみの太宗（容積比約6割、重量比約2～3割）を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等によりその減量及び資源の有効利用の確保を図るため、以下の再商品化義務対象品目について再商品化等の仕組みを構築。
- 家庭から排出される容器包装廃棄物について、消費者による分別排出、市町村による分別収集、事業者による再商品化という関係者の適切な役割分担の下でリサイクルを促進するための制度。



1. 容器包装リサイクル法の制定趣旨
及び制度概要
2. 容器包装リサイクル制度における
各主体の役割
3. 法施行以降の廃棄物排出量
及び最終処分場残余年数の動向
4. 資源循環政策の国際動向

一般廃棄物排出量、最終処分量等の推移

➤ 一人当たりごみ排出量、一般廃棄物総排出量共に減少。最終処分量は総じて減少傾向にある。



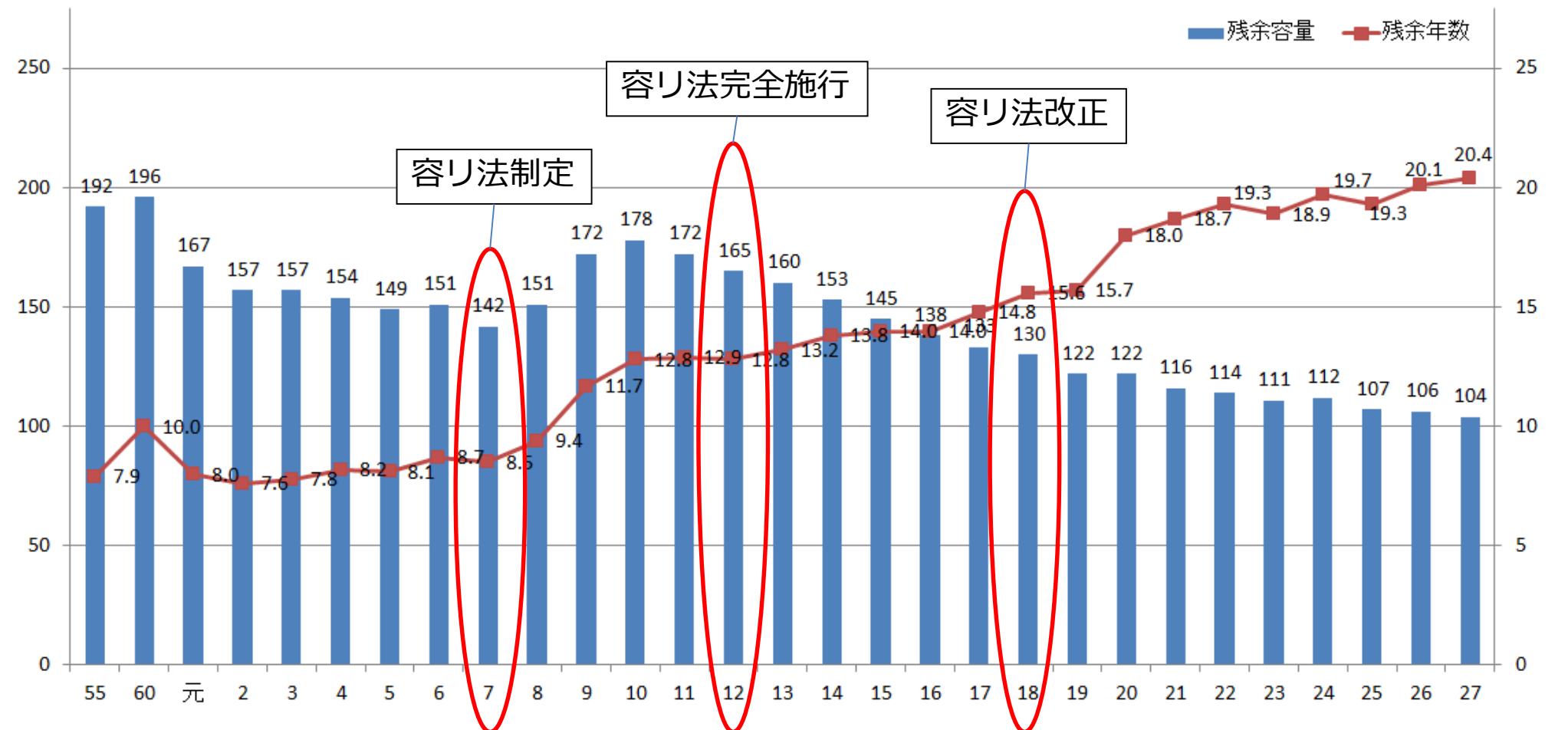
(出所) 環境省「日本の廃棄物処理（平成27年度版）」（平成29年3月）

一般廃棄物最終処分場の残余容量・残余年数の推移

▶ 一般廃棄物最終処分場の残余容量が減少し、残余年数は増加した。

残余容量（百万m³）
[棒グラフ]

残余年数（年）
[折れ線グラフ]



1. 容器包装リサイクル法の制定趣旨
及び制度概要
2. 容器包装リサイクル制度における
各主体の役割
3. 法施行以降の廃棄物排出量
及び最終処分場残余年数の動向
4. 資源循環政策の国際動向

欧州プラスチック戦略

- 欧州委員会は、2015年12月に発表したCEパッケージにおいて、プラスチックを優先度の高い重要な品目の1つとして位置付け、2018年1月16日にプラスチック戦略を発表。
- 本戦略は、プラスチック産業が目指すべき在り方と市民・政府・産業界の協力に関するビジョン、これを実現させるためのアクション（プラスチック廃棄物の抑制、環境配慮設計、海ごみ問題への対応方策等）について記述。
- 現在、欧州域内においては分別収集の仕組みやリサイクル設備等の整備状況に差が生じており、ビジョンの実現に向けた方策には、これらの課題への対応も考慮されている。

プラスチックの循環経済ビジョン（主なポイント）

- 設計及び生産時にリユース、修理、リサイクルを尊重する、スマートで、革新的であり、かつ持続可能なプラスチック産業は、欧州に成長と雇用をもたらし、EUの地球温暖化ガスの排出削減及び輸入化石燃料の依存削減を促す。
- 2030年までに、次のことを達成する。
 - EU市場における全てのプラスチック製容器包装は、リユース可能、若しくはリサイクルが可能となり、欧州で発生するプラスチック廃棄物の半分以上がリサイクルされる。 等
- 市民・政府・産業界は、より持続可能で、より安全に消費ができ、かつそのような生産構造をもつプラスチック製品を支持する。
- 市民は廃棄物発生を抑制し、それに応じた選択をする。消費者は廃棄物をできるだけ出さないこのメリットを認識し、インセンティブを与えられ、積極的に貢献する。
- EUは、プラスチックの海洋への流れを止め、既に蓄積したプラスチック廃棄物に対して対応すること参画し、協力している国々と共に国際的原動力として主導的役割を果たす。
- プラスチック廃棄物をビジネスの機会と捉え、容器包装のリバース・ロジスティックス、廃棄可能なプラスチックの代替品等、循環経済による問題解決を提供する新しい企業が増える。 等

プラスチックの循環経済ビジョンを実現するためのアクション（主なポイント）

- プラスチックリサイクルの経済性及び品質の向上
- プラスチックの廃棄と投棄の抑制
- サーキュラーソリューションに向けた投資・イノベーションの促進
- 國際間取組の醸成